

一般相談支援について

群馬県健康福祉部
福祉局障害政策課

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

（参考） 地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

障害者支援施設、精神科病院 等



地域で生活したい

施設・病院における取り組み

- 地域移行にかかる支援の周知
- 意向の聴取
- 相談支援事業との連携による地域移行に向けた支援の実施

地域生活への移行
（退所・退院）

自宅、アパート 等

- 日中活動、居住サービスの利用
- 通院、デイケア、訪問介護



地域移行支援

初期
○計画作成
○訪問相談
○情報提供

中期
○訪問相談
○同行支援
○日中活動の体験利用
○宿泊体験

後期
○住居の確保等
○同行支援
○関係機関との調整



日中活動の体験利用
【障害福祉サービス事業所】



外泊・宿泊体験
【自宅、アパート、グループホーム等】

連携

地域定着支援

退所・退院後の支援

- 居宅で単身生活する障害者等との常時の連絡体制の確保
- 障害特性に起因して生じる緊急事態における居宅訪問等による相談支援

【自立生活援助】

- 理解力や生活力に不安のある障害者の居宅への定期的な訪問や常時の連絡体制の確保によって把握した日常生活の課題について情報提供や助言等の実施

連携

報酬(R6改定後)

（地域移行支援）

- ・地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,613単位／月
- ・地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,157単位／月
- ・地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,422単位／月
- ・初回加算 500単位／月
- ・集中支援加算 500単位／月
- ・退院・退所月加算 2,700単位／月
- ・障害福祉サービス事業の体験利用加算
 - 開始日～5日目 500単位／日
 - 6日目～15日目 250単位／日
- ・体験宿泊加算（Ⅰ） 300単位／日
- ・体験宿泊加算（Ⅱ） 700単位／日

（地域定着支援）

- ・地域定着支援サービス費
 - 体制確保費 315単位／月
 - 緊急時支援費（Ⅰ） 734単位／日
 - 緊急時支援費（Ⅱ） 98単位／日
- ・日常生活支援情報提供加算 100単位／月

（共通）

- ・ピアサポート体制加算 100単位／月
- ・居住支援連携体制加算 35単位／月
- ・地域居住支援体制強化推進加算 500単位／月
- ・地域生活支援拠点等機能強化体制加算 500単位／回
- ・情報公表未報告減算 -5％／月
- ・虐待防止措置未実施減算 -1％／月
- ・業務継続計画未策定減算 -1％／月

【障害者総合支援法に基づく協議会によるネットワーク化】 市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業、生活支援センター 等